

## 所得限度額表

### ★児童育成手当

(1～5月分は前々年所得、  
6～12月分は前年所得)

扶養人数	申請者
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
以降、1人増すごとに	380,000円加算

### ★特別児童扶養手当

(1～7月分は前々年所得、  
8～12月分は前年所得)

扶養人数	申請者	扶養義務者等(注1)
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
以降、1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

### ★児童扶養手当 (1～10月分は前々年所得、11～12月分は前年所得) (注2)

扶養人数	申請者		配偶者・扶養義務者(注1) および孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降、1人増すごとに	380,000円加算		

※児童扶養手当法第13条の2第3項の規定の適用を受ける場合には、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等とみなし、公的年金等控除等を適用して算定した額を他の収入に係る総所得金額に加算する。

### ★ひとり親家庭等医療費助成制度 (1月～12月分まで前々年所得) (注2)

扶養人数	申請者	配偶者・扶養義務者(注1) および孤児等の養育者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
以降、1人増すごとに	380,000円加算	

(注1) 扶養義務者とは民法第877条第1項に定める扶養義務者で、直系血族および兄弟姉妹  
(父母、祖父母、兄弟姉妹、子など)

(注2) 児童の父(父子家庭の場合は母)から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等につき、その80%を養育費として所得に含めます。

◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額を計算して認定審査します。

◆所得から控除する金額

控除種別	申請者				扶養義務者等(注1)		
	児童育成 手当	特別児童 扶養手当	児童扶養 手当	ひとり親家庭 等医療費助成 制度	特別児童 扶養手当	児童扶養 手当	ひとり親家庭 等医療費助成 制度
社会保険料相当分	80,000円				80,000円		
給与所得又は公的年金等に係る 所得のある方への控除	最高100,000円				最高100,000円		
雑損・医療費控除・ 配偶者特別控除	課税上実控除額				課税上実控除額		
小規模企業共済等掛金控除	課税上実控除額				課税上実控除額		
特別障害者控除及び 特別障害者扶養控除	400,000円				400,000円		
障害者・勤労学生・ 障害者扶養控除	270,000円				270,000円		
ひとり親控除	350,000円					350,000円 ※配偶者は除く	
寡婦控除	270,000円					270,000円 ※母のときは除く	
寡婦控除特別加算			350,000円 ※母のときは除く				350,000円
寡夫控除			270,000円 ※父のときは除く				270,000円
公共用地取得による 土地代金等の特別控除	内容により控除額が異なります				内容により控除額が異なります		

◆所得限度額に加算する金額

加算種別	申請者				扶養義務者等(注1)		
	児童育成 手当	特別児童 扶養手当	児童扶養 手当	ひとり親家庭 等医療費助成 制度	特別児童 扶養手当	児童扶養 手当	ひとり親家庭 等医療費助成 制度
老人扶養控除	100,000円				60,000円(注3)		
特定扶養親族等	250,000円		150,000円				

(注3)扶養親族が老人(70歳以上)のみの場合は1人除いた人数が対象となる。1人のみの場合は加算なし。